附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

2　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「都道府県労働局雇用均等室」を「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあっては、雇用環境・均等室。）」に改める。

第十条第二項中「都道府県労働局雇用均等室」を「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあっては、雇用環境・均等室。）」に改める。

（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正）

3　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成十三年厚生労働省令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「都道府県労働局総務部」を「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあっては、雇用環境・均等室。）」に改める。

第七条第二項及び第十三条中「都道府県労働局総務部」を「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあっては、雇用環境・均等室。）」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

4　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第三章の次に一章を加える改正規定のうち第三十六条の十五中「都道府県労働局雇用均等室」を「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあっては、雇用環境・均等室。）」に改める。

○厚生労働省令第八十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二中「該当する施設」の下に「（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）」を加え、同条第一号ホ中「の数」を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十二号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十七号）の施行に伴い、及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条第四号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三の二の次に次の一条を加える。

第十八条の三の三　令第二十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、通所給付決定保護者と生計を一にする者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一　当該通所給付決定保護者の児童であつた者

二　当該通所給付決定保護者又はその配偶者の直系卑属（当該通所給付決定保護者の児童及び前号に掲げる者を除く。）

第十八条の四中「第二十四条第四号」を「第二十四条第五号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第六十号

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十八号）の施行に伴い、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　経済産業大臣　林　幹雄

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事に関する省令（平成十五年経済産業省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（機構法第十五条第二項に規定する業務（以下「排出削減単位取得等業務」という。）を除く。）」を削り、同条第一号中「第十五条第一項第一号」を「第十五条第一号」に改め、同条第二号中「第十五条第一項第二号」を「第十五条第二号」に改め、同条第三号中「第十五条第一項第三号」を「第十五条第三号」に改め、同条第四号中「第十五条第一項第四号」を「第十五条第四号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に改め、同条第五号中「第十五条第一項第五号」を「第十五条第五号」に、「同項第一号ハ」を「同条第一号ハ」に改め、同条第六号中「第十五条第一項第六号」を「第十五条第六号」に改め、同条第七号中「第十五条第一項第七号」を「第十五条第七号」に改め、同条第八号中「第十五条第一項第八号」を「第十五条第八号」に改め、同条第八号の二中「第十五条第八号の二」を「第十五条第八号の二」に改め、同条第九号中「第十五条第一項第九号」を「第十五条第九号」に改め、同条第十号中「第十五条第一項第十号」を「第十五条第十号」に改め、同条第十一号中「第十五条第一項第十一号」を「第十五条第十一号」に改め、同条第十二号中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第十二号」に改め、同条第十三号中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第十三号」に改める。

第五条中「排出削減単位取得等業務に係る部分を除く。」を削る。

第六条中「（排出削減単位取得等業務を除く。）」を削る。

第七条第一項の表事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の項及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項中「排出削減単位取得等業務に係る部分を除く。」を削る。